



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次

▽神戸港内公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣工の認可 [みなと総局経営部経営課]	1870
▽地縁による団体の認可（松宮台自治会） [市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課]	1871
▽住居表示実施のための町の区域及びその名称の変更案（垂水区北舞子1丁目及び2丁目） [市民参画推進局市政振興課]	1872
▽生活保護法による指定医療機関の事業の廃止 [保健福祉局総務部保護課]	1875
▽生活保護法による医療機関の指定 [保健福祉局総務部保護課]	1875
▽生活保護法による指定医療機関の名称の変更 [保健福祉局総務部保護課]	1876
▽生活保護法による施術者の指定 [保健福祉局総務部保護課]	1877
▽生活保護法による指定介護機関の事業の廃止 [保健福祉局総務部保護課]	1877
▽生活保護法による介護機関の指定 [保健福祉局総務部保護課]	1878
▽生活保護法による指定介護機関の名称等の変更 [保健福祉局総務部保護課]	1884
▽生活保護法による指定介護機関の事業の休止 [保健福祉局総務部保護課]	1885
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局東部建設事務所]	1886
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局中部建設事務所]	1887
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西部建設事務所]	1889

公 告

▽保管施設、荷捌き施設、加工場、梱包場、検査場、その他港湾関連事業施設建設のための事業用地の借受人の公募（六甲アイランド） [みなと総局振興部企業誘致課]	1891
▽神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-B地区震災復興第二種市街地再開発事業に係る管理処分計画の変更（若松5第1工区） [都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所]	1892

▽神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-B地区震災復興第二種市街地再開発事業に係る管理処分計画の変更（大橋5第1工区） [都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所]	1892
▽建築基準法による公開による意見の聴取（北神星和台第11地区建築協定） [都市計画総局建築指導部建築安全課]	1893
▽神戸国際港都建設事業新長田駅南第3地区震災復興第二種市街地再開発事業に係る事業計画の変更（大橋4地区） [都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所]	1894
▽施行地区及び工区並びに設計の概要を表示する図書の縦覧（新長田駅南第3地区震災復興第二種市街地再開発事業） [都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所]	1895
▽廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により講ずべき措置（北区山田町の硫酸ピッチの撤去） [環境局事業系ごみ対策課]	1895
▽都市再開発用地（工業地域）の譲受人及び借受人の公募（ポートアイランド第2期） [みなと総局振興部企業誘致課]	1896
▽都市再開発用地（準工業地域）の譲受人及び借受人の公募（ポートアイランド第2期） [みなと総局振興部企業誘致課]	1898
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（医療情報システム用機器借上） [行財政局財政部経理課]	1900
▽開発行為に関する工事の完了（灘区灘北通10丁目） [建設局総務部宅地開発指導課]	1901

交 通 局

▽一般競争入札による特定調達契約の締結（大型ノンステップバス（追加分）の購入） [交通局総務課]	1901
---	------

訂 正

▽神戸市公報2985号中	1905
--------------	------

告 示

神戸市告示第366号

平成18年9月11日付けで申請のあった神戸港内公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣工については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により次のとおり認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年11月6日

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎

- 1 竣工認可の年月日
平成18年10月11日
- 2 竣工認可を受けた者の名称、住所及びその代表者の氏名
 - (1) 竣工認可を受けた者の名称
神戸市
 - (2) 竣工認可を受けた者の住所
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 - (3) 竣工認可を受けた者の代表者の氏名
神戸市長 矢田 立郎
- 3 埋立区域の位置、区域及び面積
 - (1) 埋立区域の位置
神戸市兵庫区中之島1丁目21番地、22番地及び99番地の1に接する無番地に存する岸壁敷並びに同区築地町6番地、25番地、26番地、27番地及び28番地に接する無番地に存する物揚場敷の地先公有水面
 - (2) 埋立区域の区域
次の①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑧の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
基点 兵庫県水産会館に設定した復興基準点
北緯34度39分50.47秒
東経135度10分29.17秒
 - ①の地点 基点から70度24分58秒
314.08メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から2度48分50秒
189.19メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から92度47分24秒
3.00メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から182度47分40秒
4.00メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から92度47分26秒
135.16メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から2度47分40秒
4.00メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から92度58分10秒
5.13メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から205度29分18秒
199.01メートルの地点

(3) 埋立区域の面積

18,915.02平方メートル

4 埋立の免許の年月日及び番号

(1) 埋立ての免許の年月日

平成16年7月30日

(2) 埋立ての免許の番号

神み経経許16第200号

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名

神戸市

神戸市告示第367号

地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年11月7日

神戸市長 矢田立郎

1 名称

松宮台自治会

2 規約に定める目的

この会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持および形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。

(2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。

(3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。

(4) 福利、厚生等に関すること。

(5) 生活改善、文化、体育等に関すること。

(6) 防火、防犯等に関すること。

(7) 市政との協力および他団体との連絡調整に関すること。

(8) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

神戸市北区松宮台の全域とする。

4 事務所

神戸市北区松宮台2丁目25番9号

5 代表者の氏名

小湊進也

6 代表者の住所

神戸市北区松宮台1丁目2番14号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。

11 認可年月日

平成18年11月1日

神戸市告示第368号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、町の区域及びその名称を変更するに当たり、同法第5条の2第1項の規定により、その案を次のとおり告示する。

別図1及び別図2は神戸市市民参画推進局参画推進部区政振興課及び垂水区まちづくり推進部総務課に備え置く。

平成18年11月6日

神戸市

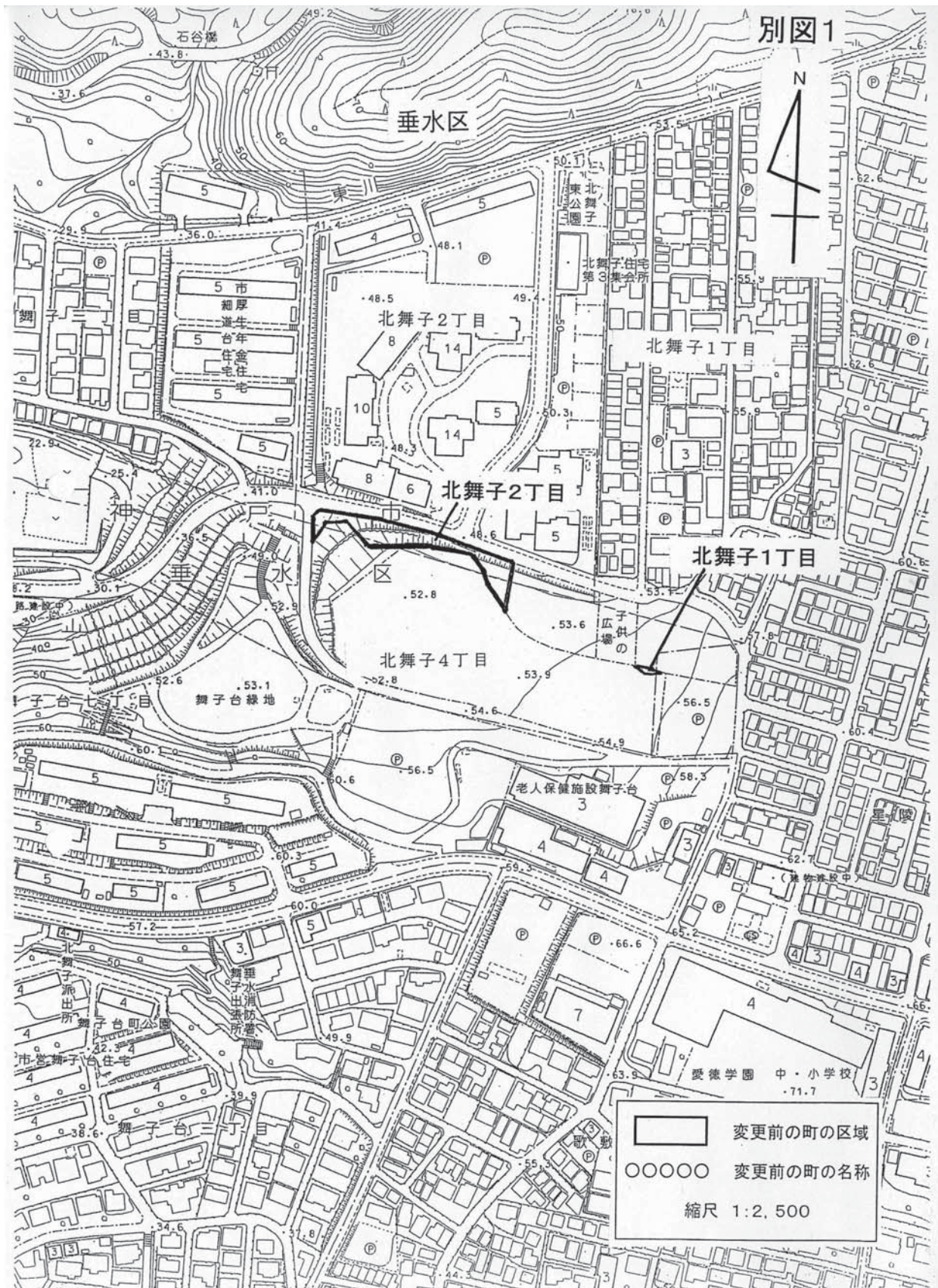
代表者 神戸市長 矢田 立郎

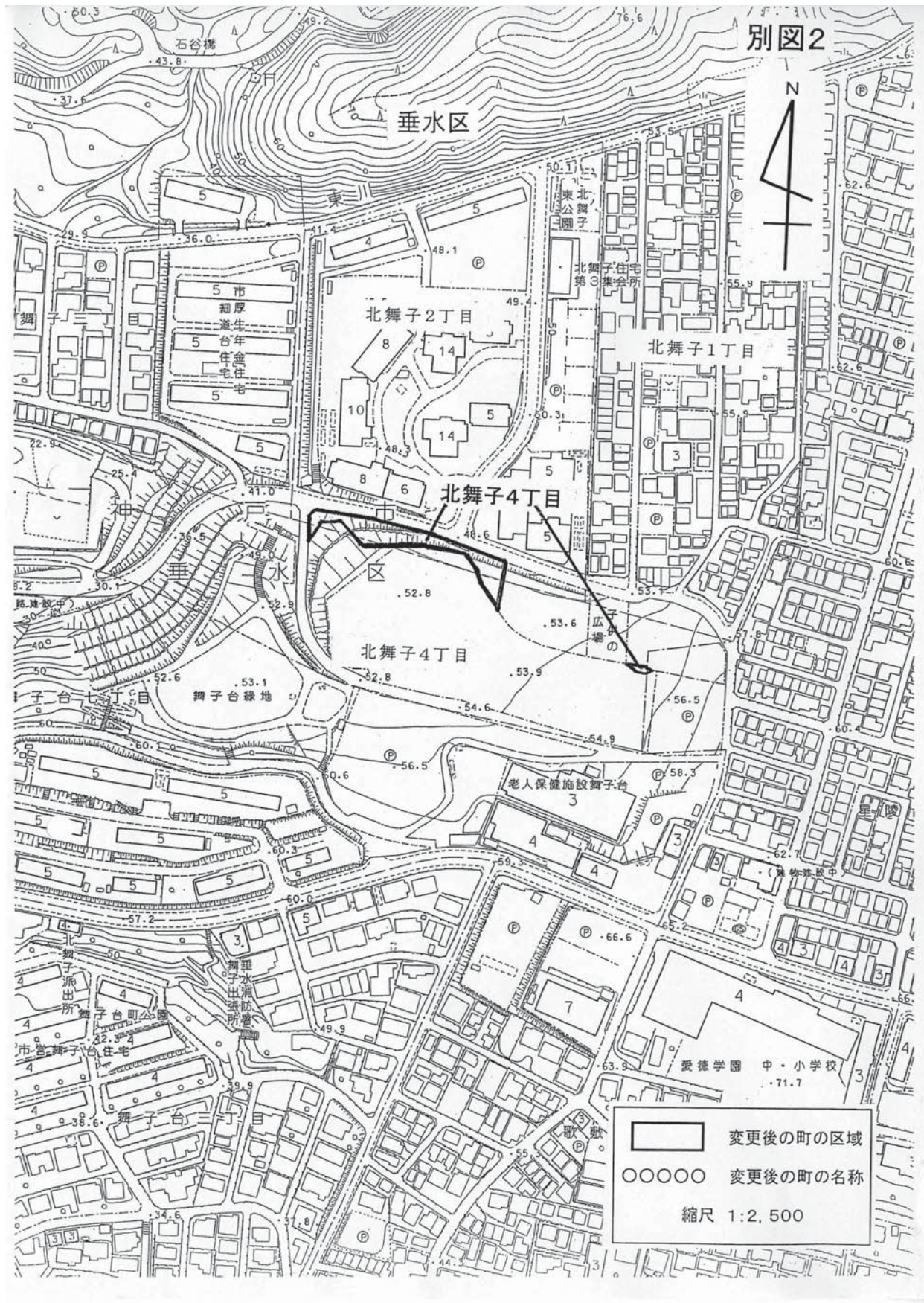
1 変更案の内容

別図1に示す区域を別図2に定める町名に変更する。

2 変更に係る町の区域及び当該区域の変更後の町の名称

変更に係る町の区域の従来の名称	変更に係る町の区域の新たな名称
垂水区北舞子1丁目及び垂水区北舞子2丁目の各一部	北舞子4丁目





神戸市告示第383号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年11月21日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 病院，診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
宗皮膚科	兵庫区東山町3丁目7番11号	平成18年8月31日
石川リハビリ脳神経外科クリニック	須磨区大田町2丁目3番7号	平成18年6月30日
いでい眼科医院	須磨区妙法寺字辻298番地	平成18年8月31日
わだ小児科クリニック	須磨区横尾1丁目284番地1	平成18年8月31日
大塚デンタルクリニック	兵庫区大開通2丁目2番25号	平成16年12月27日
医療法人社団高橋歯科	垂水区王居殿2丁目11番9号	平成18年8月31日
江本歯科医院	西区押部谷町栄141番地の1	平成18年8月31日
ゆうわ薬局	東灘区本庄町1丁目15番12号	平成18年8月31日
＊薬局＊六甲ファーマシー	灘区宮山町3丁目3番44号	平成18年8月31日
いずみ薬局	灘区泉通1丁目4番11号	平成18年8月31日
株式会社阪神調剤薬局	長田区長田町1丁目3番24号・207	平成18年8月31日
神戸北町調剤薬局	北区日の峰2丁目3番地の1	平成14年3月1日

2 指定訪問看護事業者等

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる訪問看護ステーション等の名称	当該指定にかかる訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
神戸医療生活協同組合	長田区腕塚町2丁目2番10号	訪問看護ステーションきずな	須磨区白川台3丁目63番地の1	平成18年7月21日
社団法人兵庫県看護協会	中央区中山手通4丁目17番34号	社団法人兵庫県看護協会すまいる訪問看護ステーション	中央区中山手通4丁目17番34号	平成18年8月31日

神戸市告示第384号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の指定をしたので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年11月21日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 病院，診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
り整形外科クリニック	東灘区住吉本町3丁目4番15号	平成18年10月1日
いまし泌尿器科	灘区岩屋北町2丁目3番13号	平成18年10月2日
宗皮膚科	兵庫区東山町3丁目7番11号	平成18年9月1日
石川リハビリ脳神経外科クリニック	須磨区大田町2丁目3番7号	平成18年7月1日
わだ小児科クリニック	須磨区横尾1丁目17番地の201	平成18年9月1日
いでい眼科医院	須磨区横尾1丁目17番地204号	平成18年9月1日
和高医院	須磨区須磨寺町1丁目13番地の1	平成18年10月2日

眼科京平アイクリニック	垂水区本多間2丁目29番6号-101	平成18年9月1日
タカダ医院	北区南五葉2丁目1番4号	平成18年10月1日
医療法人社団高橋歯科	垂水区美山台1丁目9番74号	平成18年9月1日
江本歯科医院	西区押部谷町栄141番地の1	平成18年9月1日
アップ薬局	東灘区本庄町1丁目15番12号	平成18年9月1日
めがみ薬局	東灘区甲南町3丁目7番26号	平成18年10月1日
阪神調剤薬局住吉川店	東灘区住吉本町3丁目4番15号	平成18年8月1日
阪神調剤薬局六甲ファーマシー店	灘区宮山町3丁目3番44号	平成18年9月1日
いずみ薬局	灘区泉通1丁目4番11号	平成18年9月1日
阪神調剤薬局長田店	長田区長田町1丁目3番1号-111	平成18年9月1日
たんぼぼ薬局西神戸店	長田区腕塚町2丁目2番4号	平成18年10月1日
ふれあい薬局協同	長田区腕塚町2丁目2番5号	平成18年10月1日
須磨寺駅さくら薬局	須磨区須磨寺町1丁目13番地の1	平成18年10月1日

2 指定訪問看護事業者等

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる訪問看護ステーション等の名称	当該指定にかかる訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
神戸医療生活協同組合	長田区腕塚町2丁目2番10号	訪問看護ステーションきずな	須磨区白川台5丁目21番地の9-A102	平成18年7月22日
社団法人兵庫県看護協会	中央区下山手通5丁目6番24号	社団法人兵庫県看護協会すまいる訪問看護ステーション	中央区下山手通5丁目6番24号	平成18年9月1日

神戸市告示第385号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、当該指定医療機関の名称に変更があったとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年11月21日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 病院，診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変更年月日
(新)いしはらクリニック (旧)石原眼科	中央区雲井通6丁目1番5号	平成18年8月10日

2 指定訪問看護事業者等

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	当該指定に係る訪問看護ステーション等の名称	当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
(新)MHIジェネラルサービス株式会社 (旧)神戸菱興サービス株式会社	兵庫区和田崎町1丁目1番1号	(新)ふれあい訪問看護ステーションMGS名谷 (旧)名谷訪問看護ステーションふれあい	須磨区中落合3丁目1番11号	平成18年9月1日

神戸市告示第386号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の指定をしたので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年11月21日

神戸市長 矢 田 立 郎

柔道整復師

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
田中 宏	匠整骨鍼灸院	須磨区飛松町3丁目5番15号	平成18年10月2日
西井 博臣	匠整骨鍼灸院	須磨区飛松町3丁目5番15号	平成18年10月2日
岸本 広	きしもと接骨院	垂水区東舞子町10番1号105-2	平成18年10月5日
庄司 健一	整骨院コレクト	西区南別府2丁目9番地の1	平成18年6月1日

神戸市告示第387号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年11月21日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 介護療養型医療施設

名称	所在地	廃止年月日
真星病院	北区山田町上谷上字古々谷12番地の3	平成18年1月31日

2 居宅介護事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	廃止年月日
大石 麻利子	北区山田町上谷上字古々谷12番地の3	真星病院	北区山田町上谷上字古々谷12番地の3	平成18年1月31日
有限会社エービーシー薬局	灘区深田町3丁目1番24号	いずみ薬局	灘区泉通1丁目4番11号	平成18年8月31日
神戸医療生活協同組合	長田区腕塚町2丁目2番10号	訪問看護ステーションきずな	須磨区白川台3丁目63番地の1	平成18年7月21日
社団法人兵庫県看護協会	中央区中山手通4丁目17番34号	社団法人兵庫県看護協会すまいる訪問看護ステーション	中央区中山手通4丁目17番34号	平成18年8月31日
株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町5-20-7	クリスタル介護センター六甲道	灘区深田町2丁目3番5号	平成18年6月30日
西代護謄工業株式会社	長田区御屋敷通4丁目1番25号	ニシダイ・サクラ介護支援センター	長田区御屋敷通4丁目1番25号	平成18年9月14日
西代護謄工業株式会社	長田区御屋敷通4丁目1番25号	ニシダイ・サクラデイサービスセンター	長田区御屋敷通4丁目1番23号	平成18年9月14日
株式会社ピナクル	京都市右京区西京極畦勝町67番地	デイサービスセンターこんべいとう	北区山田町小部字向井谷1番1号	平成18年6月30日

株式会社神戸国際福祉カレッジ	中央区加納町2丁目12番10号	KIWCケアサポート	中央区加納町2丁目12番10号	平成18年4月1日
株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町5-20-7	クリスタル介護センター三宮	中央区東町116番地の2-702	平成18年6月30日
有限会社フジカワサービス	西区玉津町西河原21番地	ヘルパーステーションひかり	西区玉津町西河原21番地	平成18年9月30日

2 居宅介護支援事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	廃止年月日
社団法人兵庫県看護協会	中央区中山手通4丁目17番34号	社団法人兵庫県看護協会すまいる訪問看護ステーション	中央区中山手通4丁目17番34号	平成18年8月31日
西代護謨工業株式会社	長田区御屋敷通4丁目1番25号	ニシダイ・サクラ介護支援センター	長田区御屋敷通4丁目1番25号	平成18年9月14日

3 介護予防事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	廃止年月日
神戸医療生活協同組合	長田区腕塚町2丁目2番10号	訪問看護ステーションきずな	須磨区白川台3丁目63番地の1	平成18年7月21日
社団法人兵庫県看護協会	中央区中山手通4丁目17番34号	社団法人兵庫県看護協会すまいる訪問看護ステーション	中央区中山手通4丁目17番34号	平成18年8月31日
株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町5-20-7	クリスタル介護センター六甲道	灘区深田町2丁目3番5号	平成18年6月30日
西代護謨工業株式会社	長田区御屋敷通4丁目1番25号	ニシダイ・サクラ介護支援センター	長田区御屋敷通4丁目1番25号	平成18年9月14日
西代護謨工業株式会社	長田区御屋敷通4丁目1番25号	ニシダイ・サクラデイサービスセンター	長田区御屋敷通4丁目1番23号	平成18年9月14日
株式会社神戸国際福祉カレッジ	中央区加納町2丁目12番10号	KIWCケアサポート	中央区加納町2丁目12番10号	平成18年4月1日
株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町5-20-7	クリスタル介護センター三宮	中央区東町116番地の2-702	平成18年6月30日
有限会社フジカワサービス	西区玉津町西河原21番地	ヘルパーステーションひかり	西区玉津町西河原21番地	平成18年9月30日

神戸市告示第388号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の指定をしたので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年11月21日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 介護老人保健施設

名称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設フローラルヴィラ垂水	垂水区下畑町字西砂山301番地の1	平成18年10月15日

2 居宅介護事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団中井病院	灘区大内通6丁目1番3号	医療法人社団中井病院	灘区大内通6丁目1番3号	平成18年4月1日
今西 治	北区松宮台1丁目14番地の5	いまにし泌尿器科	灘区岩屋北町2丁目3番13号	平成18年10月2日
医療法人社団ふくいクリニック	兵庫区駅南通2丁目2番29号	ふくいクリニック	兵庫区駅南通2丁目2番29号	平成18年8月1日
医療法人社団思葉会	須磨区大田町2丁目3番7号	石川リハビリ脳神経外科クリニック	須磨区大田町2丁目3番7号	平成18年7月1日
井沢 京平	垂水区小束山本町2丁目21番1号-901	眼科京平アイクリニック	垂水区本多聞2丁目29番6号-101	平成18年9月1日
中東 航	北区鈴蘭台北町2丁目8番6号	中東歯科医院	北区鈴蘭台北町2丁目8番6号	平成18年7月1日
村岡 重忠	須磨区潮見台町2丁目2番16号-726	むらおか歯科医院	西区岩岡町岩岡636番地の5	平成18年8月1日
株式会社オフィスレオ	灘区泉通1丁目4番11号-301	いずみ薬局	灘区泉通1丁目4番11号	平成18年9月1日
たんぼぼ薬局株式会社	岐阜県岐阜市若宮町9丁目16番地	たんぼぼ薬局西神戸店	長田区腕塚町2丁目2番4号	平成18年10月1日
株式会社グッドプランニング	北区南五葉2丁目1番32-1号	須磨寺駅さくら薬局	須磨区須磨寺町1丁目13番地の1	平成18年10月1日
有限会社恵商事	姫路市亀山195番地	ベル薬局	西区南別府4丁目368番地の4	平成18年6月1日
医療法人社団正峰会	西脇市黒田庄町田高313番地	介護老人保健施設フローラルヴィラ垂水	垂水区下畑町字西砂山301番地の1	平成18年10月15日
神戸医療生活協同組合	長田区腕塚町2丁目2番10号	訪問看護ステーションきずな	須磨区白川台5丁目21番地の9-A102	平成18年7月22日
社団法人兵庫県看護協会	中央区下山手通5丁目6番24号	社団法人兵庫県看護協会すまいる訪問看護ステーション	中央区下山手通5丁目6番24号	平成18年9月1日
社会福祉法人博由社	明石市大久保町大窪2573番地の16	灘の浜高齢者介護支援センター	灘区摩耶海岸通2丁目3番1号	平成18年4月1日
株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町5-20-7	クリスタル介護センター神戸中央	灘区岩屋中町2丁目3番5号-103	平成18年7月1日
有限会社スペースE&Y	灘区薬師通2丁目2番5号	ガーデンコートデサービス	灘区薬師通2丁目2番5号	平成18年9月1日

社会福祉法人神戸 千ヶ峰会	兵庫区浜中町1丁目 16番18号	特別養護老人ホーム 花みさき	兵庫区浜中町1丁目 16番18号	平成18年4月1日
特定非営利活動法人 棕の木福祉協会	長田区長田町2丁目 1番26号	介護センターこころの 里	長田区長田町2丁目 1番26号	平成18年6月15日
有限会社さくら	長田区東尻池町4丁目 3番50号	ニシダイサクラデ イサービスセンタ ー	長田区御屋敷通4 丁目1番17号	平成18年9月15日
有限会社さくら	長田区東尻池町4丁目 3番50号	ニシダイサクラ介 護支援センター	長田区御屋敷通4 丁目1番23号	平成18年9月15日
ニュータウン再生 株式会社	須磨区北落合4丁目 5番	ヘルパーサービ スあし	須磨区北落合4丁目 5番	平成18年9月1日
株式会社ナガハラ ヘルシーカンパニ ー	須磨区神ノ谷7丁目 1番2号	神の谷デイサービ ス	須磨区神ノ谷7丁目 1番2号	平成18年9月1日
株式会社エイチ・ ジー	北区山田町小部字 向井谷1番地の1 -B棟2号	デイサービスセン ターこんぺいとう	北区山田町小部字 向井谷1番地の1	平成18年7月1日
株式会社神戸国際 福祉カレッジ	中央区坂口通4丁目 2番17号	KIWCケアサポー ト	中央区坂口通4丁目 2番17号	平成18年4月1日
関西物流株式会社	垂水区東垂水町字 高丸762番地の116	神戸介護支援会ス マイル・ライフな がさかステーショ ン	西区伊川谷町有瀬 48番地の11	平成18年10月1日

3 居宅介護支援事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業者の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	指定年月日
社団法人兵庫県看護協会	中央区下山手通5丁目 6番24号	社団法人兵庫県看護協会 すまいる訪問看護ステーション	中央区下山手通5丁目 6番24号	平成18年9月1日
有限会社うれしの	東灘区北青木3丁目 22番19号-303	うれしの	東灘区魚崎中町1丁目 7番15号-101	平成18年10月1日
社会福祉法人神戸海星会	灘区篠原北町3丁目 11番15号	うみのほし魚崎居宅介護支援事業所	東灘区魚崎南町8丁目 10番10号	平成18年9月1日
有限会社播永	兵庫区菊水町5丁目 3番1号	有限会社播永指定居宅介護支援事業所	兵庫区菊水町5丁目 3番1号	平成18年10月1日
有限会社さくら	長田区東尻池町4丁目 3番50号	ニシダイサクラ介護支援センター	長田区御屋敷通4丁目 1番23号	平成18年9月15日
ニュータウン再生株式会社	須磨区北落合4丁目 5番	高齢者支援あし	須磨区北落合4丁目 5番	平成18年9月1日
株式会社リブズ	西区長畑町8番地の8	あいケアセンター神戸	須磨区大黒町3丁目 1番3号-202	平成18年10月1日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目 28番13号	アミカ垂水介護センター	垂水区川原3丁目 1番11号-202	平成18年9月15日

4 特定福祉用具販売事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	指定年月日
アビリティーズ・ケアネット株式会社	東京都渋谷区代々木4丁目31番6号	アビリティーズ・ケアネット株式会社兵庫営業所	東灘区魚崎西町1丁目1番27号	平成18年4月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン神戸福祉用具センター	兵庫区塚本通4丁目2番20号	平成18年4月1日
株式会社ジョイ介護センター	垂水区宮本町1番21号	介護ショップみどり	長田区細田町7丁目1番12号	平成18年4月1日
有限会社クーラディ神戸	長田区海運町3丁目6番6号	総合福祉センター藤の会	長田区海運町3丁目6番6号	平成18年4月1日
株式会社ライフパートナー	須磨区平田町1丁目2番4号	ライフパートナー	須磨区平田町1丁目2番4号	平成18年4月1日

5 介護予防事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団中井病院	灘区大内通6丁目1番3号	医療法人社団中井病院	灘区大内通6丁目1番3号	平成18年4月1日
今西 治	北区松宮台1丁目14番地の5	いまにし泌尿器科	灘区岩屋北町2丁目3番13号	平成18年10月2日
医療法人社団ふくいクリニック	兵庫区駅南通2丁目2番29号	ふくいクリニック	兵庫区駅南通2丁目2番29号	平成18年8月1日
医療法人社団思葉会	須磨区大田町2丁目3番7号	石川リハビリ脳神経外科クリニック	須磨区大田町2丁目3番7号	平成18年7月1日
井沢 京平	垂水区小東山本町2丁目21番1号-901	眼科京平アイクリニック	垂水区本多聞2丁目29番6号-101	平成18年9月1日
大石 麻利子	北区山田町上谷上字古々谷12番地の3	真星病院	北区山田町上谷上字古々谷12番地の3	平成18年4月1日
中東 航	北区鈴蘭台北町2丁目8番6号	中東歯科医院	北区鈴蘭台北町2丁目8番6号	平成18年7月1日
村岡 重忠	須磨区潮見台町2丁目2番16号-726	むらおか歯科医院	西区岩岡町岩岡636番地の5	平成18年8月1日
株式会社オフィスレオ	灘区泉通1丁目4番11号-301	いずみ薬局	灘区泉通1丁目4番11号	平成18年9月1日
たんぼぼ薬局株式会社	岐阜県岐阜市若宮町9丁目16番地	たんぼぼ薬局西神戸店	長田区腕塚町2丁目2番4号	平成18年10月1日
株式会社グッドプランニング	北区南五葉2丁目1番32-1号	須磨寺駅さくら薬局	須磨区須磨寺町1丁目13番地の1	平成18年10月1日
有限会社恵商事	姫路市亀山195番地	ベル薬局	西区南別府4丁目368番地の4	平成18年6月1日

医療法人社団正峰会	西脇市黒田庄町田高313番地	介護老人保健施設 フローラルヴィラ 垂水	垂水区下畑町字西砂山301番地の1	平成18年10月15日
医療法人社団旭診療所	中央区旭通2丁目4番5-101号	介護老人保健施設 あすなろ旭	北区西大池1丁目31番28号	平成18年10月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン 訪問看護ステーション御影	東灘区御影町御影字城ノ前1520番地の1	平成18年4月1日
神戸医療生活協同組合	長田区腕塚町2丁目2番10号	訪問看護ステーションきずな	須磨区白川台5丁目21番地の9-A102	平成18年7月22日
社団法人兵庫県看護協会	中央区下山手通5丁目6番24号	社団法人兵庫県看護協会すまいる訪問看護ステーション	中央区下山手通5丁目6番24号	平成18年9月1日
社会福祉法人ささゆり会	姫路市御立東5丁目306番地の6	フレール魚崎中町	東灘区魚崎中町4丁目10番50号	平成18年4月1日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ東灘介護センター	東灘区住吉宮町3丁目15番15号	平成18年4月1日
アビリティーズ・ケアネット株式会社	東京都渋谷区代々木4丁目31番6号	アビリティーズ・ケアネット株式会社兵庫営業所	東灘区魚崎西町1丁目1番27号	平成18年4月1日
社会福祉法人博由社	明石市大久保町大窪2573番地の16	灘の浜高齢者介護支援センター	灘区摩耶海岸通2丁目3番1号	平成18年4月1日
株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町5-20-7	クリスタル介護センター神戸中央	灘区岩屋中町2丁目3番5号-103	平成18年7月1日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ灘介護センター	灘区森後町2丁目3番17号-202	平成18年4月1日
有限会社スペースE&Y	灘区薬師通2丁目2番5号	ガーデンコートデ ィサービス	灘区薬師通2丁目2番5号	平成18年9月1日
有限会社サラサ	兵庫区大開通7丁目3番1号	ケアステーション もみの希	兵庫区大開通7丁目3番1号-301	平成18年5月15日
神戸菱興サービス株式会社	兵庫区和田崎町1丁目1番1号	神戸菱興サービス デイサービスふれあい	兵庫区七宮町2丁目1番1号	平成18年4月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン 神戸福祉用具センター	兵庫区塚本通4丁目2番20号	平成18年4月1日
有限会社あゆみケアセンター	兵庫区菊水町5丁目1番3号	あゆみケアセンター	兵庫区中道通7丁目2番15号	平成18年4月1日
有限会社オレンジケアサービス	兵庫区千鳥町1丁目1番3号	憩いの家オレンジ	兵庫区千鳥町1丁目1番3号	平成18年4月1日
有限会社ながた介護	長田区北町1丁目11番地	ヘルパーステーションあすか	長田区北町1丁目11番地	平成18年4月1日
有限会社健人	長田区松野通2丁目5番5号	訪問介護ステーションけんとう	長田区松野通2丁目5番5号	平成18年4月1日
有限会社ケンハウス	芦屋市打出小樋町5番10号-101	介護サービスながたフォーユー	長田区荻藻通1丁目1番15号	平成18年4月1日

有限会社みのり	長田区長田天神町 1丁目16番1号-1006	訪問介護カインド サービス	長田区長田天神町 1丁目16番1号-1006	平成18年4月1日
有限会社小谷ケア ステーション	長田区大橋町4丁 目3番5号-303	小谷ケアステーシ ョン	長田区大橋町4丁 目3番5号	平成18年4月1日
株式会社ジョイ介 護センター	垂水区宮本町1番 21号	介護ショップみど り	長田区細田町7丁 目1番12号	平成18年4月1日
有限会社あけぼの 介護センター	長田区五位ノ池町 3丁目9番33号-301	有限会社あけぼの 介護センター	長田区五位ノ池町 3丁目9番33号-301	平成18年4月1日
有限会社クーラデ ィ神戸	長田区海運町3丁 目6番6号	総合福祉センター 藤の会	長田区海運町3丁 目6番6号	平成18年4月1日
特定非営利活動法 人棕の木福祉協会	長田区長田町2丁 目1番26号	介護センターここ ろの里	長田区長田町2丁 目1番26号	平成18年6月15日
有限会社さくら	長田区東尻池町4 丁目3番50号	ニシダイサクラデ ィサービスセンタ ー	長田区御屋敷通4 丁目1番17号	平成18年9月15日
有限会社さくら	長田区東尻池町4 丁目3番50号	ニシダイサクラ介 護支援センター	長田区御屋敷通4 丁目1番23号	平成18年9月15日
株式会社ライフパ ートナー	須磨区平田町1丁 目2番4号	ライフパートナー	須磨区平田町1丁 目2番4号	平成18年4月1日
株式会社ハート介 護サービス	大阪市北区天神橋 2丁目北1番7号 -301	株式会社ハート介 護サービス神戸支 店	須磨区前池町2丁 目1番12号-102	平成18年4月1日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布 1丁目28番13号	アミカ須磨介護セ ンター	須磨区白川台6丁 目17番地の4	平成18年4月1日
ニュータウン再生 株式会社	須磨区北落合4丁 目5番	ヘルパーサービス てあし	須磨区北落合4丁 目5番	平成18年9月1日
株式会社ナガハラ ヘルシーカンパニ ー	須磨区神ノ谷7丁 目1番2号	神の谷デイサービ ス	須磨区神ノ谷7丁 目1番2号	平成18年9月1日
株式会社ジョイ介 護センター	垂水区宮本町1番 21号	株式会社ジョイ介 護センター	垂水区宮本町1番 21号	平成18年4月1日
株式会社ニチイ学 館	東京都千代田区神 田駿河台2の9	アイリスケアセン ター舞子	垂水区舞子台5丁 目1番19号	平成18年4月1日
有限会社ケアサー ビスしらゆり	垂水区宮本町3番 13号	訪問介護ケアサー ビスしらゆり	垂水区宮本町3番 13号	平成18年4月1日
有限会社ケアラー イフたるみ	垂水区霞ヶ丘7丁 目9番17号	有限会社ケアラー イフたるみ	垂水区霞ヶ丘7丁 目9番17号	平成18年4月1日
有限会社トータル ケアプランニング	明石市立石2丁目 1番-301	ヘルパーステーシ ョンまいござか	垂水区川原1丁目 1番15号	平成18年4月1日
ウェルフェア株式 会社	垂水区本多聞2丁 目12番30号-203	ウェルフェア株式 会社ファミリーケ アゆうあい	垂水区本多聞2丁 目12番30号-203	平成18年4月1日
有限会社マザーズ ・ケア	北区藤原台北町7 丁目8番12号-201	有限会社マザーズ ・ケア	北区藤原台北町7 丁目8番12号-201	平成18年4月1日
合資会社クローバ ーコーポレーショ ン	北区道場町生野 1172番地の79	クローバーコーポ レーション	北区道場町生野 1172番地の79	平成18年4月1日

有限会社アスカケアライフ	中央区熊内町1丁目5番1号	ヘルパーステーションアスカケアライフ北区事業所	北区若葉台4丁目8番13号	平成18年4月1日
株式会社エイチ・ジー	北区山田町小部字向井谷1番地の1-B棟2号	デイサービスセンターこんぺいとう	北区山田町小部字向井谷1番地の1	平成18年7月1日
有限会社ハートフレンドまや	中央区港島中町3丁目1番地の2	有限会社ハートフレンドまや	中央区港島中町3丁目1番地の2	平成18年4月1日
株式会社神戸国際福祉カレッジ	中央区坂口通4丁目2番17号	KIWCケアサポート	中央区坂口通4丁目2番17号	平成18年4月1日
有限会社朱史	中央区二宮町4丁目23番7号	ケアサポート朱史	中央区二宮町4丁目23番7号	平成18年4月1日
株式会社アミカ	東京都港区東麻布1丁目28番13号	アミカ神戸三宮介護センター	中央区磯上通4丁目1番32号-308	平成18年4月1日
有限会社丸寿	西区春日台4丁目12番地の39	介護サービス丸寿	西区春日台4丁目12番地の39	平成18年4月1日
関西物流株式会社	垂水区東垂水町字高丸762番地の116	神戸介護支援会スマイル・ライフながさかステーション	西区伊川谷町有瀬48番地の11	平成18年10月1日

6 特定介護予防福祉用具販売事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	指定年月日
アビリティーズ・ケアネット株式会社	東京都渋谷区代々木4丁目31番6号	アビリティーズ・ケアネット株式会社兵庫営業所	東灘区魚崎西町1丁目1番27号	平成18年4月1日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン神戸福祉用具センター	兵庫区塚本通4丁目2番20号	平成18年4月1日
株式会社ジョイ介護センター	垂水区宮本町1番21号	介護ショップみどり	長田区細田町7丁目1番12号	平成18年4月1日
有限会社クーラディ神戸	長田区海運町3丁目6番6号	総合福祉センター藤の会	長田区海運町3丁目6番6号	平成18年4月1日
株式会社ライフパートナー	須磨区平田町1丁目2番4号	ライフパートナー	須磨区平田町1丁目2番4号	平成18年4月1日

神戸市告示第389号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年11月21日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 居宅介護事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	変更年月日
(新)MHIジェネラルサービス株式会社 (旧)神戸菱興サービス株式会社	兵庫区和田崎町 1丁目1番1号	(新)ふれあい訪問看護ステーションMGS名谷 (旧)名谷訪問看護ステーションふれあい	須磨区中落合3丁目1番11号	平成18年9月1日
(新)MHIジェネラルサービス株式会社 (旧)神戸菱興サービス株式会社	兵庫区和田崎町 1丁目1番1号	(新)ふれあい介護センターMGS名谷 (旧)名谷介護センターふれあい	須磨区中落合3丁目1番11号	平成18年8月1日

2 居宅介護支援事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	変更年月日
(新)MHIジェネラルサービス株式会社 (旧)神戸菱興サービス株式会社	兵庫区和田崎町 1丁目1番1号	(新)ふれあい介護センターMGS名谷 (旧)名谷介護センターふれあい	須磨区中落合3丁目1番11号	平成18年8月1日

3 介護予防事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定に係る介護事業所の名称	当該指定に係る介護事業所の所在地	変更年月日
(新)MHIジェネラルサービス株式会社 (旧)神戸菱興サービス株式会社	兵庫区和田崎町 1丁目1番1号	(新)ふれあい訪問看護ステーションMGS名谷 (旧)名谷訪問看護ステーションふれあい	須磨区中落合3丁目1番11号	平成18年9月1日
(新)MHIジェネラルサービス株式会社 (旧)神戸菱興サービス株式会社	兵庫区和田崎町 1丁目1番1号	(新)ふれあい介護センターMGS名谷 (旧)名谷介護センターふれあい	須磨区中落合3丁目1番11号	平成18年8月1日

神戸市告示第390号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年11月21日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 居宅介護事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	廃止年月日
有限会社清見ケアサービス	西区井吹台東町5丁目2番地の7	清見ケアサービス	西区井吹台東町5丁目2番地の7	平成18年4月1日

2 居宅介護支援事業者

介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	廃止年月日
有限会社清見ケアサービス	西区井吹台東町5丁目2番地の7	清見ケアサービス	西区井吹台東町5丁目2番地の7	平成18年4月1日
株式会社アーチ	西区押部谷町高和1017番地	居宅介護支援事業所あさがお	西区押部谷町高和1017番地	平成18年9月1日

神戸市告示第391号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年11月21日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

- (1) 魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問　い　合　わ　せ　先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　50台 原動機付自転車　12台	平成18年10月2日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話　854—2191
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	J R灘駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　21台 原動機付自転車　2台	平成18年10月4日	
	阪急王子公園駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　18台		
	阪神大石駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　15台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪神魚崎駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　24台 原動機付自転車　1台	平成18年10月5日	
	阪神青木駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　20台		
	阪神深江駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車　　　21台		

	阪急岡本駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 4台	平成18年10月11日
	J R摂津本山駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 6台	
	J R甲南山手駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 1台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神新在家駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 11台	平成18年10月16日
	J R六甲道駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 119台 原動機付自転車 28台	
	阪急六甲駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 5台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 75台 原動機付自転車 10台	平成18年10月18日
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神御影駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 30台 原動機付自転車 1台	平成18年10月19日
	阪急御影駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 2台	
	灘区・東灘区長期放置	自転車 86台 原動機付自転車 20台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪急岡本駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 3台	平成18年10月23日
	J R摂津本山駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 41台 原動機付自転車 1台	
	J R甲南山手駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 2台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	J R灘駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 31台 原動機付自転車 8台	平成18年10月25日
	阪急王子公園駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 4台	
	阪神大石駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪神魚崎駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 1台	平成18年10月26日
	阪神青木駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 16台	
	阪神深江駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 2台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪神新在家駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 7台	平成18年10月30日
	J R六甲道駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 91台 原動機付自転車 43台	
	阪急六甲駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 6台	

神戸市告示第392号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年11月21日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 北保管所及び岡場保管所

ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降

(ア) 火曜日 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

(2) 月が丘保管所

ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降

(ア) 水曜日 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

(3) 前2号に掲げる自転車等の保管所以外の自転車等の保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問　い　合　わ　せ　先
中央区小野浜町2番21号 三宮保管所	元町駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 2台	平成18年10月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 66台 原動機付自転車 9台	平成18年10月5日	
		自転車 27台 原動機付自転車 8台		
	元町駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 46台		
	三宮駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 3台	平成18年10月16日	
		自転車 114台 原動機付自転車 14台	平成18年10月19日	
		自転車 65台 原動機付自転車 11台	平成18年10月25日	
	春日野道駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 1台		
	元町駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 30台		
	中央区長期放置	自転車 183台 原動機付自転車 15台	平成18年10月27日	

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	湊川駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 61台 原動機付自転車 5台	平成18年10月4日
	新開地駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 58台 原動機付自転車 7台	
	神戸駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 140台 原動機付自転車 19台	平成18年10月10日
		自転車 72台 原動機付自転車 9台	平成18年10月12日
	兵庫駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 58台 原動機付自転車 5台	
	和田岬駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 16台	
	神戸駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 56台 原動機付自転車 5台	平成18年10月17日
		湊川駅周辺自転車等放置 禁止区域	
	新開地駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 1台	
	神戸駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 103台 原動機付自転車 13台	平成18年10月23日
		自転車 31台 原動機付自転車 6台	平成18年10月26日
	兵庫駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 67台 原動機付自転車 3台	
	和田岬駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 2台	
	兵庫区長期放置	自転車 113台 原動機付自転車 11台	平成18年10月27日

神戸市告示第393号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年11月21日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 北保管所及び岡場保管所
 - ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内
 - (ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - (イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
 - イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降
 - (ア) 火曜日 午後3時から午後7時まで
 - (イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
 - (2) 月が丘保管所
 - ア 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して7日以内
 - (ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - (イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

イ 自転車等を撤去し、及び保管した日から起算して8日以降

(ア) 水曜日 午後3時から午後7時まで

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで

(3) 前2号に掲げる自転車等の保管所以外の自転車等の保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問　い　合　わ　せ　先
須磨区須磨浦通2丁目2番地 須磨保管所	須磨駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 34台 原動機付自転車 8台	平成18年10月3日	須磨区妙法寺ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話 742-2424
須磨区中落合2丁目1-1 名谷保管所	妙法寺駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 10台	平成18年10月5日	
長田区駒栄町1丁目2番 西部保管所	鷹取（北）駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 1台	平成18年10月11日	
	鷹取（南）駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 1台		
	長田区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 6台		
長田区西代通1丁目1番地 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 56台 原動機付自転車 1台	平成18年10月12日	
	長田区管内長期放置	自転車 36台 原動機付自転車 1台		
須磨区須磨浦通2丁目2番地 須磨保管所	須磨区管内長期放置	自転車 10台	平成18年10月17日	
長田区西代通1丁目1番地 西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 30台 原動機付自転車 3台	平成18年10月25日	
	須磨区管内長期放置	自転車 21台		
長田区駒栄町1丁目2番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 98台 原動機付自転車 1台	平成18年10月26日	
	長田区管内長期放置	自転車 30台 原動機付自転車 3台		
須磨区須磨浦通2丁目2番地 須磨保管所	須磨区管内長期放置	自転車 7台	平成18年10月27日	
須磨区中落合2丁目1-1 名谷保管所	名谷駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 62台 原動機付自転車 20台	平成18年10月30日	
	須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 2台		

公 告

神戸市公告第383号

六甲アイランドの区域の保管施設、荷捌き施設、加工場、梱包場、検査場、その他港湾関連事業施設建設のための事業用地（それら施設に付帯する事務所等の施設を含む）の借受人を次のとおり公募します。

平成18年11月6日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 貸付けに係る土地の場所
神戸市東灘区向洋町東4丁目13番の6の一部
- 2 貸付けに係る土地の面積
1区画約2,359平方メートル
- 3 公募期間
平成18年11月21日(火)から同月27日(月)まで
- 4 借受人の決定
借受人は、別途配布する申込書の内容にもとづき、選考のうえ、追って申込者に通知する。
- 5 公募期間後の措置
当該公募期間中に借受けの申込みがなかった場合（ただし、区画を分割した後の残区画も含む）については、期間終了後（ただし1年間）いずれの場合も借受人は、別途書類選考のうえ、決定するものとします。
- 6 賃貸料等（平成18年度）
 - (1) 建物の所有を目的とする事業用定期借地権を設定する場合
10・15・20年の事業用定期借地権を設定する場合
ア 賃貸料
1平方メートル当たり月額464円
イ 賃貸借契約を締結した時に徴収する保証金
賃貸料の6箇月分に相当する額
 - (2) 野積場用地
ア 賃貸料
1平方メートル当たり月額464円
イ 賃貸借契約を締結した時に徴収する保証金
賃貸料の6箇月分に相当する額
- 7 応募資格
公募のしおりを参照のこと。
- 8 公募のしおり及び申込用紙の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間
平成18年11月7日(火)から随時
 - (2) 配布場所
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館23階
神戸市みなと総局振興部企業誘致課
- 9 申込みの受付場所及び問い合わせ先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館23階
神戸市みなと総局振興部企業誘致課
電話 (078) 322-5671 (直通)

神戸市公告第384号

神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-B地区震災復興第二種市街地再開発事業の若松5第1工区に係る管理処分計画の変更の認可を受けたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の10において準用する同法第86条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年11月6日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

- 1 第二種市街地再開発事業の名称
神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-B地区震災復興第二種市街地再開発事業
 - 2 施行者の名称
神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎
 - 3 事務所の所在地
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 - 4 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称
神戸市長田区日吉町1丁目の一部、日吉町2丁目の一部、若松町5丁目の一部、若松町6丁目の一部、若松町7丁目の一部及び大橋町7丁目の一部
 - 5 管理処分計画の認可を受けた年月日
平成17年11月2日
 - 6 管理処分計画の変更の認可を受けた年月日
平成18年11月1日
-

神戸市公告第385号

神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-B地区震災復興第二種市街地再開発事業の大橋5第1工区に係る管理処分計画の変更の認可を受けたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の10において準用する同法第86条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年11月7日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

- 1 第二種市街地再開発事業の名称
神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-B地区震災復興第二種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称
神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称
神戸市長田区大橋町5丁目的一部分
- 5 管理処分計画の認可を受けた年月日

平成15年12月26日

6 管理処分計画の変更の認可を受けた年月日

平成18年11月 2 日

神戸市公告第386号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する同法第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

平成18年11月 8 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 公開による意見の聴取

(1) 開催日時

平成18年11月20日(月)

午前 9 時30分から午前10時30分まで

(2) 開催場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所本庁舎 2 号館 1 階

都市計画総局建築指導部会議室

(3) 連絡先

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市都市計画総局建築指導部建築安全課

電話 (078) 322-5612

2 申請建築協定

(1) 建築協定の名称

北神星和台第11地区建築協定

(2) 申請者の住所及び氏名

大阪市北区西天満 5 丁目 6 番 4 号

新星和不動産株式会社 代表取締役社長 大江 眞幸

(3) 協定区域の位置及び面積

神戸市北区西山 1 丁目14番 3, 14番 4

491.22平方メートル（2区画）

(4) 建築物に関する基準

協定区域内の建築物の敷地、位置、用途及び形態は、次の各号の基準によらなければならない。

1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次のア、イ又はウに該当する場合は、この限りでない。

ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの。

イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの。

ウ 地下車庫で軒の高さが地盤面から1メートル以下であるもの。

2) 建築物の用途は、個人専用住宅とする。

ただし、診療所、診療所兼用住宅、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定する兼用住宅又は同令第130条の4に規定する公益上必要な建築物で、本

協定第11条に定める運営委員会の許可を得たものはこの限りではない。

- 3) 建築物は1区画1戸建てとすること。ただし、委員会の許可を得たものは、2区画以上の区画を1区画として建築物を建築することができる。
 - 4) 建築物の階数は、3階（地階を除く。）以下とし、高さは、10メートル以下とし、軒の高さは、7メートル以下とする。
 - 5) 区画を分割する場合は、委員会の許可を必要とする。ただし、その分割により150平方メートル未満となる区画が生じる場合は区画の分割はできないものとする。
 - 6) 建築物の敷地の地盤面の高さは、協定締結以降変更してはならない。ただし、建築物の基礎工事のための整地又は委員会の許可を受けた必要最小限の変更は、この限りではない。
 - 7) 附属建物（離れ家等）は、生計を一にするか又はこれに準ずる生活のために、別棟で建築物を建築することができる。
 - 8) 営業用の物置は、建築又は設置してはならない。
 - 9) 道路に面する垣又は柵で高さが1.2メートルを超えるもの（門柱、門扉及び車庫を除く。）は、生垣又はパイプフェンス等とし、コンクリートブロック塀その他これらに類するものとしてはならない。
 - 10) 広告、営業用の看板及び掲示板その他これに類するものを外壁に設置してはならない。
- (5) 違反があった場合の措置
- ア 建築協定書第7条の規定に違反した者があった場合は、委員会の委員長は、同委員会の決定に基づき当該権利者に対して当該工事の施工の停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間内に違反行為を是正するために必要な措置を取ることを請求するものとする。
 - イ 前項の請求を受けた当該権利者は、遅滞なくこれに従わなければならない。当該権利者がその請求に従わないときは、委員長は、委員会の決定に基づき、その強制履行又は当該権利者の費用をもって第三者にこれを行わせることを管轄裁判所に請求するものとする。
- (6) 協定の有効期間
- ア 本協定の有効期間は平成36年7月8日までとする。
 - イ 本協定の違反者の措置に関しては、期間満了後もなお効力を有する。

神戸市公告第387号

神戸国際港都建設事業新長田駅南第3地区（大橋4地区）震災復興第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第54条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年11月8日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

1 市街地再開発事業の種類及び名称

- (1) 市街地再開発事業の種類
第二種市街地再開発事業
- (2) 市街地再開発事業の名称

神戸国際港都建設事業新長田駅南第3地区（大橋4地区）震災復興第二種市街地再開発事業

2 事業施行期間

平成11年10月4日から平成21年3月31日まで

3 施行地区及び工区

(1) 施行地区

神戸市長田区大橋町4丁目の一部

(2) 工区

ア 大橋4第1工区

神戸市長田区大橋町4丁目の一部

イ 大橋4第2工区

神戸市長田区大橋町4丁目の一部

ウ 大橋4第3工区

神戸市長田区大橋町4丁目の一部

4 施行者の名称

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

5 事務所の所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所内

6 事業計画の決定の年月日

平成11年10月4日

7 変更の内容

大橋4第2工区、施設建築物の設計の概要の変更

8 事業計画変更の年月日

平成18年10月27日

神戸市公告第388号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第55条第1項の規定により、兵庫県知事から神戸国際港都建設事業新長田駅南第3地区（大橋4地区）震災復興第二種市街地再開発事業の施行地区及び工区並びに設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同法第56条において準用する同法第55条第2項及び都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第2条の2の規定により、当該図書を次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年11月8日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

1 縦覧の場所

神戸市都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所

神戸市長田区腕塚町5丁目3番1-401号

2 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告第389号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項各号に規定する者のすべてを確認することができないので、法第19条の8後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年11月8日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

1 講ずべき措置の内容

神戸市北区山田町藍那字伝庫6-5に処分されている廃油、廃酸及び汚泥の混合物（以下「硫酸ピッチ」という。）の入ったドラム缶、漏出した硫酸ピッチ並びに硫酸ピッチにより汚染された土壌、アスファルト等及びその他の廃棄物を、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準、第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び法第16条の3に規定する指定有害廃棄物の処理基準（以下「処理基準」という。）のほか、法の定めるところに従い、着手期限を遵守し、履行期限までに全量撤去すること。

撤去後の硫酸ピッチ等は、処理基準のほか法の定めるところにより、適正に処理すること。

2 着手期限

公告の日から起算して、5日以内に作業方法、工程等を記した作業計画書を本市に提出すること。

3 履行期限

作業計画書を本市に提出し、承認を受けた後、30日以内に全量撤去すること。

4 措置を講じないとき

上記の着手期限又は履行期限までに講ずべき措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、神戸市長が当該支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、当該措置に要した費用を徴収することがある。

5 問い合わせ先

神戸市環境局事業系ごみ対策課

電話 078-322-6431

神戸市公告第390号

ポートアイランド第2期都市再開発用地（工業地域）の譲受人及び借受人にかかる平成18年度の第5回公募を次のとおり行います。

平成18年11月9日

神戸市

代表者 神戸市長 矢 田 立 郎

1 分譲又は賃貸用地

神戸市中央区港島南町

	所 在	地 目	面 積
①	3丁目3番15	雑種地	3,300.01㎡

2 分譲又は賃貸面積

1,000平方メートルから（ただし、区画の分割を伴う場合は、別途事前の相談に応じます。）

3 公募期間

平成18年11月21日(火)から11月27日(月)まで

4 譲受人及び借受人の決定

譲受人及び借受人は、別途配布する申込書の内容にもとづき、選考のうえ決定し、追って申込者に通知します。

5 公募期間後の措置

当該公募期間中に譲受け又は借受けの申込みがなかった区画（ただし、区画を分割した後の残区画も含む。）については、期間終了後、先着順により申し込みを受け付けます。平成19年3月31日までに契約締結する申し込みが対象となります。譲受人又は借受人は別途書類選

考のうえ決定します。

6 分譲に関する事

(1) 一括払いによる場合

① 分譲価格

1平方メートル当たり149,800円

② 分譲価格の割引制度

一定の要件に該当する場合は、割引制度をご利用いただくことができます。割引対象項目の該当数に応じて最大108,000円まで分譲価格を割引きます。

③ 分譲代金の納入方法

一括払い(譲渡契約締結の日迄に土地譲渡代金の10%, 土地引渡しの日迄に残額の90%をお支払いください。)

(2) 分割払いによる場合

① 分譲価格

1平方メートル当たり214,000円

② 分譲代金の納入方法

分割払い(契約締結時の即納金を含め10回の元金均等払い。ただし、2年次の支払いより延納利息(年利率:平成18年4月1日現在の公定歩合=0.1%)が発生します。)

7 賃貸に関する事

(1) 事業用借地(借地借家法第24条)による場合

① 期 間 10~20年

② 権利金 なし

③ 賃貸料 1平方メートル当たり月額450円

④ 保証金 賃貸料(月額)の12~18か月分に相当する額

(2) 普通借地による場合

① 期 間 30年

② 権利金 分譲価格(1平方メートル当たり214,000円に面積を乗じた額)の25%に相当する額

③ 賃貸料 1平方メートル当たり月額270円

④ 保証金 賃貸料(月額)の6か月分に相当する額

(3) 賃貸料の減額

上記(1)~③及び(2)~③に定める賃貸料については、「神戸市公有財産規則の特例に関する規則(平成13年7月規則第28号)」により、各年次の賃貸料に対して次のとおり減額の適用を受けることができます。

減額率 1年目→4/5, 2年目→3/5, 3年目→2/5, 4年目→1/5

(4) 賃貸料等の納入方法

別途配布する公募のしおりに定めるところによる

8 申込み条件等

(1) 対象業種

ポートアイランド第2期の都市再開発用地の用途に適合する業種
(製造工場等)

(2) 申込者の資格

自ら製造工場等を経営しようとする者。別途配布する公募のしおりに定める資格要件等を満たす者。

(3) その他の条件

① 当該区画を一体的に利用することを前提に、分譲と賃貸を併用することも可能です。

ただし、それぞれの場合における土地利用面積は、1,000㎡以上とし、また、当該区画上の建物等の配置又は構造等については別途協議させていただきます。

- ② 当該区画への道路及びインフラ等供給処理施設は、計画の見直しにより変更する場合があります。
- ③ 区画の分割及び周辺の整備等により、土地引き渡しに時間を要する場合があります。
- ④ 当該区画について賃貸借契約を締結し、借受けた場合においても、将来当該地を譲り受けることは可能です。ただし、分譲価格は、当該区画を将来譲渡する時点の更地としての価格によるものとします。

9 公募のしおり及び申込用紙の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成18年11月14日(火)から随時

(2) 配布場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館23階

神戸エンタープライズプロモーションビューロー内

神戸市みなと総局振興部企業誘致課

10 申込みの受付場所及び問い合わせ先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館23階

神戸エンタープライズプロモーションビューロー内

神戸市みなと総局振興部企業誘致課

電話 (078) 322-5703 (直通)

11 その他

次回公募区画及び実施時期等は未定です。

神戸市公告第391号

ポートアイランド第2期都市再開発用地（準工業地域）の譲受人及び借受人にかかる平成18年度の第4回公募を次のとおり行います。

平成18年11月9日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

1 分譲又は賃貸用地

神戸市中央区港島南町

	所 在	地 目	面 積
①	4丁目2番1の一部	雑種地	約3,670㎡
②	5丁目4番1	雑種地	1,956.59㎡

2 分譲又は賃貸面積

1,000平方メートルから(ただし、区画の分割を伴う場合は、別途事前の相談に応じます。)

3 公募期間

平成18年11月21日(火)から11月27日(月)まで

4 譲受人及び借受人の決定

譲受人及び借受人は、別途配布する申込書の内容にもとづき、選考のうえ決定し、追って申込者に通知します。

5 公募期間後の措置

当該公募期間中に譲受け又は借受けの申込みがなかった区画（ただし、区画を分割した後の残区画も含む。）については、期間終了後、先着順により申し込みを受け付けます。平成19年3月31日までに契約締結する申し込みが対象となります。譲受人又は借受人は別途書類選考のうえ決定します。

6 分譲に関すること

(1) 一括払いによる場合

① 分譲価格

1平方メートル当たり149,800円

② 分譲価格の割引制度

一定の要件に該当する場合は、割引制度をご利用いただくことができます。割引対象項目の該当数に応じて最大108,000円まで分譲価格を割り引きます。

③ 分譲代金の納入方法

一括払い（譲渡契約締結の日迄に土地譲渡代金の10%、土地引渡しの日迄に残額の90%をお支払いください。）

(2) 分割払いによる場合

① 分譲価格

1平方メートル当たり214,000円

② 分譲代金の納入方法

分割払い（契約締結時の即納金を含め10回の元金均等払い。ただし、2年次の支払いより延納利息（年利率：平成18年4月1日現在の公定歩合＝0.1%）が発生します。）

7 賃貸に関すること

(1) 事業用借地（借地借家法第24条）による場合

① 期 間 10～20年

② 権利金 なし

③ 賃貸料 1平方メートル当たり月額450円

④ 保証金 賃貸料（月額）の12～18か月分に相当する額

(2) 普通借地による場合

① 期 間 30年

② 権利金 分譲価格（1平方メートル当たり214,000円に面積を乗じた額）の25%に相当する額

③ 賃貸料 1平方メートル当たり月額270円

④ 保証金 賃貸料（月額）の6か月分に相当する額

(3) 賃貸料の減額

上記(1)－③及び(2)－③に定める賃貸料については、「神戸市公有財産規則の特例に関する規則（平成13年7月規則第28号）」により、各年次の賃貸料に対して次のとおり減額の適用を受けることができます。

減額率 1年目→4／5，2年目→3／5，3年目→2／5，4年目→1／5

(4) 賃貸料等の納入方法

別途配布する公募のしおりに定めるところによる

8 申込み条件等

(1) 対象業種

ポートアイランド第2期の都市再開発用地の用途に適合する業種
（製造工場等）

(2) 申込者の資格

自ら製造工場等を経営しようとする者。別途配布する公募のしおりに定める資格要件等を満たす者。

(3) その他の条件

- ① 当該区画を一体的に利用することを前提に、分譲と賃貸を併用することも可能です。ただし、それぞれの場合における土地利用面積は、1,000㎡以上とし、また、当該区画上の建物等の配置又は構造等については別途協議させていただきます。
- ② 当該区画への道路及びインフラ等供給処理施設は、計画の見直しにより変更する場合があります。
- ③ 区画の分割及び周辺の整備等により、土地引き渡しに時間を要する場合があります。
- ④ 当該区画について賃貸借契約を締結し、借受けた場合においても、将来当該地を譲り受けることは可能です。ただし、分譲価格は、当該区画を将来譲渡する時点の更地としての価格によるものとします。

9 公募のしおり及び申込用紙の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成18年11月14日(火)から随時

(2) 配布場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館23階

神戸エンタープライズプロモーションビューロー内

神戸市みなと総局振興部企業誘致課

10 申込みの受付場所及び問い合わせ先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館23階

神戸エンタープライズプロモーションビューロー内

神戸市みなと総局振興部企業誘致課

電話 (078) 322-5703 (直通)

11 その他

次回公募区画及び実施時期等は未定です。

神戸市公告第396号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成18年11月21日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 落札に係る物品の名称及び調達の種類

医療情報システム用機器借上

2 数量

一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局財政部経理課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

平成18年 9 月13日

5 落札者の氏名及び住所

NECリース株式会社

神戸支店長 内海 滋

神戸市中央区東町126番地

6 落札金額

1 億3,398万円（1 月当たり223万3,000円）

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の105分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とししました。

8 規則第27条の 5 第 1 項において読み替える規則第 4 条の規定による公告を行った日

平成18年 7 月 4 日

神戸市公告第397号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成18年11月21日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市灘区灘北通10丁目 2 番 2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区栄町通 4 丁目 2 番13号

和田興産株式会社

代表取締役 和田 憲昌

3 許可番号

平成16年11月12日 第5417号

交 通 局

神戸市交通公告第29号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号。以下「特例政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第 6 条並びに神戸市交通局契約規程（昭和51年 8 月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の 5 第 1 項において読み替える規程第 4 条及び規程第27条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年11月21日

神戸市交通事業管理者 松 田 正 康

1 入札に付する事項

(1) 物品の名称及び調達の種類

大型ノンステップバス（追加分）の購入

(2) 数量

4両

(3) 納入場所

神戸市交通局が指定する場所

(4) 納入期限

平成19年3月30日まで

(5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札に参加する者に必要な資格

第3号及び第4号に掲げる入札参加資格については、審査の申請の受付期間の最終日まで満たしており、かつ、申請の受付期間の最終日から引き続き入札の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 平成18年度及び平成19年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 迅速なアフターサービス又はメンテナンスのための事業所（契約工場でも可。）を有し、その体制が整備されていること。

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局総務課（電話番号 078-322-5941）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館4階

4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から平成18年12月5日(火)まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課（電話番号 078-322-5159）

(3) 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

公告の日の翌日から平成18年12月6日(水)まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項

各号に掲げる本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課(電話番号 078-322-5159)

8 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課(電話番号 078-322-5159)

9 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

平成18年12月22日(金)午前10時まで(郵便による入札については、12月21日(木)午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。)

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎3号館3階

神戸市行財政局財政部経理課(電話番号 078-322-5159)

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

10 開札の日時及び場所

平成18年12月22日(金)午前10時30分から

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎3号館地下1階入札室

11 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札(該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更

生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合。

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

13 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規程第10条の規定により定めた予定価格の105の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

14 特定調達契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することはできますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

16 Summary

(1) Contract Content : Non-step bus

(2) Quantity : 4 buses

(3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. December 6, 2006.

(4) Deadline for submitting bids : 10:00 A.M. December 22, 2006.

(5) Applicants can obtain bid application forms at the Contracts Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6- 5 -1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan. TEL 078-322-5159

訂 正

平成18年11月7日付け神戸市公報第2985号に掲載の神戸市交通公告第27号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

(1827ページ上から16行目)

誤 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

正 ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合。

平成18年11月7日付け神戸市公報第2985号に掲載の神戸市交通公告第28号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

(1830ページ下から18行目)

誤 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

正 ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合。